

＜ 【企業】 法定健康診断 ＞

※従業員の健康を守るために企業に義務づけられている健康診断です。

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、常時使用する労働者に対して医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

【実施時期】 1年以内ごとに1回

【対象者】 常時使用する労働者

◆コース

法定健診Ⅰ [34歳以下・36～39歳]

法定健診Ⅱ [35・40・45歳以上]

法定健診Ⅲ [41～44歳]

※年齢は法定で定められているものを参考までに記載してあります

◆検査項目 ※各コースごとの検査項目は下記のとおり

検査項目		法定健診Ⅰ [34歳以下・ 36～39歳]	法定健診Ⅱ [35・40・45 歳以上]	法定健診Ⅲ [41～44歳]
身長、体重、血圧、既往歴・現病歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無		●	●	●
腹囲（35歳・40歳以上）		×	●	●
視力検査		●	●	●
聴力検査	オーディオ法【1000Hz・4000Hz】	×	●	×
	会話法	●	×	●
胸部X線検査【直接】		●	●	●
血液検査	貧血 白血球・赤血球・血色素量・血小板・ヘマトクリット	●	●	●
	肝機能 GOT (AST)・GPT (ALT)・γ-GTP			
	脂質 LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪			
	糖代謝 空腹時血糖			
尿検査	蛋白・糖	●	●	●
心電図検査		×	●	●
料金		12,820円	15,320円	14,220円

・定期健康診断の検査項目は、年齢により決められているため省略はできません。

・検査項目の追加はできません。追加希望の場合は生活習慣病コースを選択ください。

◆結果報告書について

健康診断受診後から2～3週間ほどかかります。

当院の結果報告書用紙を使用いたします。

◆XMLデータの提供について

特定健診のXMLデータの提供は可能です。

但し、特定健診のXMLデータ作成には特定健診の問診の聞き取りが必須となります。

39歳以下でデータをご希望の場合は必ず事前にお申し込みください。そのため、受診後の追加はできません。

◆お申し込み

※健康診断は完全予約制となっております。